いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会









日 時 令和4年2月21日(月)午後1時30分~

会場 一(書面開催)

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会

(1)報 告 事項			•		•	1
報 告 第 1 号	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更		•			2
報告第2号	いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について		•			3
報告第3号	いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウィルス感染症感染防	止				
艾	対策ガイドライン(第3版)について	٠.	•			4
報告第4号	令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市市民運動・広報啓発活動につい	て	•	•	•	2 4
(2) 審議事項			•			30
審議第1号	いちご一会とちぎ国体下野市売店出店者募集要領(案)		•			3 1
審議第2号	いちご一会とちぎ国体下野市ふるまい協力団体等募集要領(案)		•			3 5
審議第3号	いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(案)		•			3 9
参考資料			•			5 1
Oいちご一会	会とちぎ国体下野市売店設置運営要項					
○いちご一会	会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員名簿					

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会

次第

日時 令和4年2月21日(月) 午後1時30分~ 場所 — (書面開催)

- 1. 開 会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会
- (1) 報告事項
 - ●報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更
 - ●報告第2号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について
 - ●報告第3号 いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウィルス感染症感染防止対策ガイド ライン (第3版) について
 - ●報告第4号 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市市民運動・広報啓発活動について
- (2)審議事項
 - ●審議第1号 いちご一会とちぎ国体下野市売店出店者募集要領(案)
 - ●審議第2号 いちご一会とちぎ国体下野市ふるまい協力団体等募集要領(案)
 - ●審議第3号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(案)
- (3) その他
- 4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会

報告事項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、令和3年7月29日(第5回総務企画専門委員会)から令和4年2月21日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更について、次のとおり報告する。

専門委員(1名)

機関・団体名	後任者	前任者
下野市スポーツ協会	副会長 吉澤 賢一	会長 野口 俊明

(敬称略)

なお、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程第4条の規定に基づき、 市スポーツ協会において会長代理となられた吉澤賢一副会長を総務企画専門委員会委 員長に委嘱する。

参照

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規定第4条

「専門委員会委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野 市実行委員会の会長(以下、「会長」という。)が委嘱する。」

報告第2号

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について(令和4年)

〇サッカー競技(少年男子)

地区予選(国体ブロック大会)を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、24 チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目	2月目	3月目	4日目	5日目
云伽	10/2 (目)	10/3 (月)	10/4 (火)	10/5 (水)	10/6 (木)
真岡市総合運動公園 陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】	【準々決勝】 【準々決勝】		【3位決定戦】 【決勝】
真岡市総合運動公園 サッカー場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			
下野市大松山運動公 園陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】		【準々決勝】 【準々決勝】	【準決勝】	
益子町南運動公園陸 上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			

〇ハンドボール競技(成年女子・少年女子)

地区予選(国体ブロック大会)を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、成年 男子(16チーム)、成年女子(19チーム)、少年男子(19チーム)、少年女子(16チ ーム)が参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5日目
会場	10/6 (木)	10/7 (金)	10/8 (土)	10/9 (目)	10/10 (月
					祝)
マルワ・アリーナ	【成男1回戦】	【少男2回戦】	【少男準々決勝】	【少男準決勝】	【少男3位決定戦】
とちぎ(栃木市総合	["]	["]			【少男決勝戦】
運動公園総合体育館)	["]	["]		【成男3位決定戦】	
理期公园総合体育期)	L " 1	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【成男決勝戦】	
	【成男1回戦】	【成男準々決勝】	【成男準決勝】		
日立栃木体育館	["]	["]	" 1		
	["]				
		【少男2回戦】			
学校法人國學院					
大學栃木学園第	["]	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
二体育館		["]			
	【成女1回戦】	【成女2回戦】	【成女準々決勝】	【成女準決勝】	【成女3位決定戦】
	【少女1回戦】	["]	["]	["]	【成女決勝戦】
下野市石橋体育	["]	["]	【少女準決勝】	【少女3位決定戦】	
センター	["]	["]	["]	【少女決勝戦】	
	["]	【少女準々決勝】			
		["]			
	【成女1回戦】	【成女2回戦】	【成女準々決勝】		
		["]	["]		
野木町立野木中	【少女1回戦】	["]			
学校体育館	["]	[]]			
		【少女準々決勝】			
	[II	[II			

栃木市:成年男子・少年男子 下野市・野木町:成年女子・少年女子

いちご一会とちぎ国体競技会における 新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン 第3版

令和3(2021)年12月 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

目 次

1	1
2	目的
3	対象競技1
4	共通項目1
5	役割分担4
6	参加者において遵守すべき事項
7	競技会場において実施すべき事項8
8	宿泊、輸送9
9	各種会議、開始式等······11
10	体調不良者発生時の対応12
11	競技会開催の可否判断14
12	その他

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会)や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会(以下「いちご一会とちぎ国体」という。)の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定める ガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ国体の正式競技、特別競技、公開競技、 デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会に位置付けられた 競技会を対象とする。

ただし、競技別リハーサル大会のうち、関東ブロック大会等として開催される競技会で別途実行委員会や競技団体等主催者が定めたガイドラインがある場合には、当該ガイドラインを適用する。

4 共通項目

(1) 感染防止対策

ア 手指衛生の励行

・会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液 (以下「手指消毒アルコール」という。)を設置し、常時、手指の消毒が 可能な環境を整える。

- ・会場の手洗い場には、石鹸(ポンプ式が望ましい)を用意するとともに、 手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うととも に、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉の回避

・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的(目安:毎時2回)な換気を実施する。

(イ) 密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け身体的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が 並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけな どにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

(I) ゾーニングの確保

・ID 所持者と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やロープなどで、両者が交わることがないようゾーニングを行う。

エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所(手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所)については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の14日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・ 来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加 初日(公式練習や準備業務等を含む)」、栃木県以外の都道府県から参加す る者は「来県日」とする(以下同じ)。

- (ア) 体調不良者
- (イ) 濃厚接触者等

イ 定義

- (ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ①発熱している者(37.5℃以上)
 - ②次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状 がある者
 - ・喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・頭痛、だるさ(倦怠感)
 - ・息苦しさ
 - ・身体が重い、疲れやすい
 - ·味覚異常、嗅覚異常
- (イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ①保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者(以下「感染者」という。)の濃厚接触者と判断された者 なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者 とする。
 - ②同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者
 - ③競技会参加日の14日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者
 - ④競技会参加日の14日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

選手・監督等、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」(以下「健康管理アプリ」という。)又は体調管理チェックシート(以下「健康管理アプリ等」という。)により健康状態等の記録が必要とされている者については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア)及び(イ)により、競技会参加日の14日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

- ア スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。また、栃木県の「栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート」の活用を促すため、事前登録の周知や会場に QR コードを掲示する。
- イ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

- ア 本ガイドラインの改計定及び関係者への周知
- イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。
- ウ 正式競技及び特別競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

(2) 市町実行委員会

- ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- イ 健康管理アプリ等により参加者(競技会役員、競技会係員、競技会補助 員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等)の 体調把握を行う。
- ウ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がな くなった時点で速やかに廃棄する。

(3) 競技団体

- ア 健康管理アプリ等により参加者(競技役員、競技補助員)の体調把握を 行うとともに、体調管理チェックシート(競技役員、競技補助員、選手団 分)については取りまとめの上、市町実行委員会へ提出する。
- イ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。
- ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、 適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。

(4) 選手団

- ア 健康管理アプリ等により参加者(選手・監督(チームスタッフを含む)) の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート(様式1又は様式2) については取りまとめの上、受付時に競技団体へ提出する。
- イ 本ガイドライン及び中央競技団体等が定めるガイドラインを遵守する ことにより、感染防止に努める。

6 参加者において遵守すべき事項

- (1) 選手・監督・選手団本部役員 (チームスタッフを含む)
 - ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート(様式1又は様式2)により記録する(以下同じ)。

- イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1及び様式2)により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に競技団体へ提出する。
- ウ 代表受付を行う場合は、代表者が健康管理アプリにより全員分の健康 状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行う。なお、体調管理チェックシート(様式1又は様式2)により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、体調管理チェックシート総括表(様式3)に様式1又は様式2を添付し、受付時に競技団体へ提出する。
- エ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

- ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
- イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1及び様式2)により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、様式1又は様式2の記載を確認した上で、市町実行委員会へ提出する。
- ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。
- (3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア
 - ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
 - イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1及び様式2)により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に市町実行委員会へ提出する。
 - ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

- ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
- イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1及び様式2)により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に市町実行委員会へ提出する。
- ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。
- エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 I Dと 報道員ビブス及び自社腕章を着用する。
- オ 取材人数は、出来る限り少なくする。
- カ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離(取材対象者、取材者及び取材者同士の距離)を確保するとともに、簡潔に短時間で 実施する。

(5) 視察員

- ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
- イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1及び様式2)により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に市町実行委員会へ提出する。
- ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。
- (6) 会場設営・売店事業者等
 - ア 競技会場で業務に従事する日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
 - イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1及び様式2)により記録を行う場合は、業務に従事する初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に市町実行委員会へ提出する。
 - ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

- ア 氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力する。
- イ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観 覧位置を記録するよう努める。
- ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。
- エ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。
 - (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
 - (ウ) ハイタッチ、肩組み
 - (I) タオル・フラッグ等を振り回す
- オ 市町実行委員会から体調管理チェックシートの記入、提出の要請があった場合は協力する。
- (8) 全ての参加者が遵守すべき事項
 - ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
 - イ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合 は、食事中であってもマスクを着用する。
 - ウ 競技会場内では、市町実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により 健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

- ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等 を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイス シールド等を着用する。
- イ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。
- エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。
- (3) 手洗い場所・トイレ
 - ア 手洗い場には石鹸(ポンプ式が望ましい)を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する(手指を乾燥させる設備は使用しない)。
 - イ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- (4) 控室・更衣室等の諸室
 - ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する る又は別室を用意する等の措置を講じる。
 - ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 観客席

- ア 屋内競技では収容定員の 50%以内とする。
- イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する(1m以上)。
- エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。
- オ 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と区分けし、極力離れた

場所とする。

- カ 観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項 を掲示する。
- キ いちご一会とちぎ国体の正式競技・特別競技は、原則として有観客での 開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困 難な状況と見込まれる場合は、県実行委員会と協議の上、無観客の開催と することを妨げない。

なお、無観客の開催とする場合は、インターネット配信等の代替措置を 可能な限り講じること。

(6) 取材エリア

- ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。
- イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、 報道員へ周知する。
- ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討する。
- (7) おもてなし、売店、休憩所等
 - ア 出店(出展)場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
 - イ 出店(出展)者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレー を介して行う。
 - ウ 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
 - エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の 配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛す る。
 - オ これらア〜エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を 中止する。

8 宿泊、輸送

- (1) 宿泊
 - ア 県実行委員会及び市町実行委員会が実施(合同配宿業務)
 - (ア) 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン(「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟))の遵守を依頼する。

- (イ) 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。
- イ 市町実行委員会が実施(合同配宿業務の対象とならない競技等) 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼 を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
 - ・原則としてマスクを着用する。
 - ・定期的に手洗い、手指消毒を行う。
 - ・入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
 - ・宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。
- ② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース
 - ・フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
 - ・ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

③ 客室

- ・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常 時換気を行う。
- ・トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。
- ④ 食事会場
 - ・会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着 用する。
 - ・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、 これに従う。
 - ・食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ⑤ 浴室等
 - ・浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会 話を控える。

(2) 輸送

市町実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者(以下「バス事業者等」という。)及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン(「バスにおける「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(日本バス協会)、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(全国ハイヤー・タクシー協会))の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・原則としてマスクを着用する。
 - ・飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による 会話は行わない。
 - ・乗車前に手指を消毒する。
- ② 乗車時及び降車時
 - ・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
 - ・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。
- ③ 乗車中
 - ・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
 - ・往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に 着席する。

9 各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

- ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実 施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。
- イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情 により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保 やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策 を講じる。

- イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。
- ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

10 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義体調不良者とは、4(2)イ(ア)に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4(2)ウ(ウ)の要件に従い入場を不可とし、帰宅又は帰宿を促す。また、最寄りの医療機関又は受診・ワクチン相談センター(以下「医療機関等」という。)への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該 体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、 対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、 体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る 費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、市町実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告 し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は 自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団等は、感染症対応担当者を配置する。感染症対応担当者は、選手団等に所属する者が感染者等に該当する場合、国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書(様式4)により、市町実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに市町実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても市町実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 市町実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、 個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周 知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施

設における新型コロナウイルス対応ガイドライン (第1版)」(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟) に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中(公式練習等を含む)に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)を準用する。

体調管理チェックシー

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳 正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報 を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

	四体名				(ふりがな) 氏 名							電話番号 (携帯電話等)				
		14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
120	日付(配入してください)項目	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 44	体温 (0.1℃単位で配入してください)	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	ပ	
		該当する	該当する項目のみチェック	エック (V)		又は必要事項を記入し	してください	(該当	しない項目は空欄のままと	欄のままと	してください	(1)	-		-	
堀	症状なし															
15	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状 がある															
4	頭痛、倦怠慇(だるさ)がある															
康状	息苦しさがある															
三 式	からだが重い、疲れやすい															
	味覚や嗅覚の異常がある															
I	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚 接触がある※															
作	同居家族や身近な知人に感染が疑われる 人がいる															
かい かい とう	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者吉しくは在住者との濃厚後触がある															
	該当する場合は国、地域等を記入して ください。															

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

体調管理チェックシート(期間中(2日目以降)用)

大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	
(ふりがな)	
氏 名	
I.	
電話番号 (携帯電話等)	

体温や該当する項目にチェック(✔)又は必要事項を記入してください。

	日付(記入してください)	,
L		
<u> </u>	(体温や該当項目に✔等を記入してください)	
体温	(0.1℃単位)	သိ
症状	なし	
	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
健	頭痛、倦怠感(だるさ)がある	
康状態	息苦しさがある	
AEX.	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
行	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
動 歴	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又は これらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
	該当する場合は国、地域等配入してください。	

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

体調管理チェックシート(総括表)

〇選手団の代表者は、所属選手及び監督(チームスタッフを含む)の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート(総括表)を作成し、受付で競技団体に提出してください。 〇競技団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町又は市町実 行委員会に提出してください。

7 6

都	道府県名	団体名	
競技	名(種目)	種別	
	ふりがな	メールアドレス	
代表者	氏名	電話番号 (携帯電話等)	
	住所		
(う	ッフ数 ち体調管理ラ 是出枚数)	名 選手数 名 チェックシー (枚)トの提出枚数) (枚))
当	選手団所	本日及び本日以前14日間の 健康状態等は次のとおりです。	
項目	(該当する項	日付(配入してください) / 頁目にチェック(/)を記入してください)	
下のい	ハずれの項目	目にも該当する者がいない。	
37. 5°	C以上の発熱	熱がある者がいる	
	「せき、の	どの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
120	「頭痛、倦	:怠感 (だるさ) がある」に該当する者がいる	
健康状態	「息苦しさ	がある」に該当する者がいる	
態	「からだが	重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅	党の異常がある」に該当する者がいる	
	「新型コロ	ナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
行動	「同居家族	や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
歴		入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又 国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。 ホシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.					设告状況 テータス		
	フリガナ					性別	年齢
	氏名						
		□選手	□監督		□本部役員	□競技運	営役員
対象者 情報	参加区分	□視察員	□報道員		□その他〔		j
	大会名				競技		
	種目				種別		
	感染区分				確定日		
		□競技会	:開始前 ⇒	現	地入り前	- 現地入	り後
	事案把握タイミング	口競技会	会期中				
		口競技会	終了後 ⇒	瑪	地出発前	• 現地出	l発後
		※「現地」	とは、競技会会場	又は意	競技会参加に当	たり拠点とする場	所(宿舎等)
感染 情報	推定される 感染理由、 確定日2日 前からの行 動歴						
		指示者					
	指示 · 対応状況	指示内容					
備考欄							
		_報 告 日時	· :				
		団 体 名					
			団体役職):				

報告第2号

令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市市民運動・広報啓発活動について

市民運動

(1) ボランティア登録

① 個人登録 24名

うち 18歳未満:10名、18歳以上14名

うち 広報ボランティア:10名

運営ボランティア23名 ※重複あり

② 団体登録 4団体 61名

うち 18歳未満:42名、18歳以上19名

うち 広報ボランティア:61名(40名はダンス広報登録)

運営ボランティア21名 ※重複あり

(2) 協賛

	協賛企業・団体	代表者	協賛物品等	総額 (相当額)	引渡日	備考
1	栃木県環境美化協会 下野市支部	支部長 青木 茂 様	いちご一会とちぎ国体 下野市カウントダウン ボード 2台	300,000 円	R3. 7. 21	JR 石橋駅 庁舎 1 階

(3) 花いっぱい運動

① 市実行委員会による花いっぱい運動:36団体・個人の参加のもと、100基のプランターで花いっぱい運動を展開中です。

≪年間を通して活動中≫

② 県実行委員会による花いっぱい運動:全小中学校(11小学校4中学校)で100 基のプランターで花いっぱい運動に取り組みました。(本大会へ向けた試行栽培) 《令和3年9月~10月》



各小中学校での花いっぱい 運動の様子

石橋図書館玄関



スポーツ交流館玄関



(4) 手作り応援のぼり旗

- ① 一般市民・団体等による手作り応援のぼり旗:13団体・個人で26都道府県の応援のぼり旗を製作していただきました。
 - ≪年間を通して募集中≫
- ② 全小中学校(11小学校4中学校)児童・生徒による手作り応援のぼり旗:小学4年生~6年生、中学1年生・2年生により各都道府県の応援のぼり旗を製作しました。 (各都道府県2枚ずつ)
 - ≪令和3年5月から7月≫



市民・団体等による手作り応援のぼり旗







各小中学校での手作り応 援のぼり旗製作の様子

(5) 国体下野市PRポスターコンクール

小学生低学年の部 (小学1年生~3年生)、小学生高学年の部 (小学4年生~6年生)、中学生の部、一般の部で募集を行い、148作品の応募がありました。(一般の部での応募はなし。)総務企画専門委員会にて審査を行い、各部門最優秀賞1作品、優秀賞2作品を決定。(合計9作品)

令和3年12月18日に「いちご一会とちぎ国体下野市PRポスターコンクール表彰 式」を開催しました。

≪令和3年7月~12月≫



各部門最優秀作品



表彰式の様子

(6) 県実行委員会「いちご一会ダンスキャラバン隊」による国体ダンス普及活動

コロナの影響によりダンスキャラバン隊の活動が制限される中、本市においては次のと おり実施されました。

- ① 令和3年5月21日(金)緑小学校
- ② 令和3年7月9日(金)愛泉幼稚園
- ② 令和3年10月30日(土)緑小学校 運動会で実施





イベント・広報啓発活動

(7) 1市2町(下野市・上三川町・壬生町)国体ラッピングバスお披露目式

令和3年5月19日(水)開催

内容 1市2町で運行している「ゆうがおバス」の国体ラッピング、車内座席シートの 国体PR完成を記念してお披露目式を開催するとともに、野ばら幼稚園による国体 ダンスが披露されました。

ゆうがおバスの国体ラッピングにあわせて、1市2町で開催される国体正式競技・デモンストレーションスポーツの案内、競技のみどころ、競技会場へのアクセスなどを記載した合同パンフレットを製作し市内外で配布しています。

(地方創生推進交付金活用事業)















1市2町国体合同パンフレット

(8) 県民の日イベント国体下野市PRブースを設置

令和3年6月12日(土)開催

内容 県民の日イベントとして、県庁芝生広場に設置された「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会PRエリア」において、国体PR活動を行いました。キンボールスポーツ の体験コーナー設置や、オリジナル缶バッジ、マスク、マスクケースなどを配布しました。





(9) いちご一会とちぎ国体下野市カウントダウンボード除幕式

(感謝状贈呈式含む)

令和3年7月21日(水)開催

内容 栃木県環境美化協会下野市支部協賛により製作したカウントダウンボードの除 幕式をJR石橋駅構内で開催しました。







除幕式及び感謝状贈呈式

(10) 石橋図書館に国体PRコーナーを設置

令和3年8月11日(水)~9月14日(火)

内容 石橋図書館休憩スペースに国体 P R として、本市開催競技のサッカー、ハンドボールの雑誌や茨城国体のプログラム閲覧コーナー、輝け下野エール大使からのメッセージボードや応援のぼり旗の展示、県や市が作成した国体パンフレットコーナーなどを設置しました。





(11) 国体下野市電柱広告設置

令和3年10月~

内容 市内外から競技会場に来場される多くの方に競技会場となる大松山運動公園までの誘導を行う巻広告・掛広告を設置するとともに、国体PRとして小型広告を設置しました。(巻広告・掛広告:10箇所、小型広告:20箇所)





誘導を兼ねた 巻広告・掛広告

P R のための 小型広告



(12) 栃木SC下野市民デー国体下野市PRブース

令和3年10月17日(日)開催

内容 栃木SC下野市民デー(栃木SC vs ジュビロ磐田(カンセキスタジアム))において、国体下野市ブースを設置し、パンフレットやPR用啓発品(付箋・絆創膏)等を多くの方に配布しました。当日は8,000人を超す観客が来場しました。







(13) 国体下野市イルミネーションパネル設置

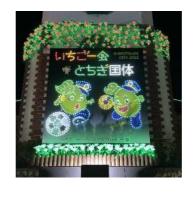
令和3年11月22日(月)~令和4年2月28日(月)

内容 JR石橋駅西口ペディストリアンデッキ時計台前に「いちご一会とちぎ国体下野市イルミネーションパネル」を設置しました。

実行委員会製作のパネルを「下野市ウィンター活性化推進協議会」(有野一夫代表)に設置・管理を依頼。協議会の皆様には、パネルの設置、光りの見せ方、ペディストリアンデッキの清掃等すべてにおいて協力していただきました。

※グリムの森イルミネーションでの設置を予定していましたが中止となったため、協議会の協力のもとJR石橋駅に設置しました。







(14) ゆうゆう館ロビーに国体PRコーナーを設置

令和3年12月1日(金)~12月13日(月)

内容 ゆうゆう館ロビーで開催された「しもつけしウィーク 2 0 2 1 」(主催: 市社会福祉協議会)に国体 PR コーナーを設置しました。

国体PRポスター応募全作品(148作品)の缶バッジなどを展示しました。





(15) 国体下野市顔出しパネルの設置

令和4年1月12日(水)~

内容 休日には多くの親子連れで賑わう大松山運動公園こもれび広場に、サッカー、 ハンドボールをするカンピくんのボードを設置し、ボールの部分から顔を出し写 真撮影できる顔出しパネルを設置しました。イベントの際には移動し設置する予 定です。





広報啓発品

(16) 各種国体 PR・広報啓発品を製作

- ○PRポスター入賞作品クリアファイル
- ○オリジナル軍手
- ○オリジナルビニール製ショルダーバッグ
- ○オリジナルミニタオル
- ○オリジナルバッグ (サコッシュ)
- ○PRのぼり旗・歓迎のぼり旗 など











いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会

審議事項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体下野市売店出店者募集要領(案)

1 趣旨

この要領は、本市で開催するいちご一会とちぎ国体において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が設置する売店の出店者募集について、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所・開設期間等

売店の設置場所や期間等は次のとおりとし、設置期間中の途中開設及び閉設は原則として認めないものとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

競技名	設置場所	設置期間	募集出店者数
サッカー (少年男子) ハンドボール(成年女 子・少年女子)	大松山運動公園 多目的広場	令和4年 10月2日(日)・3日(月)・5日(水) 10月6日(木)~10日(日・祝) 合計8日間	10店舗程度

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、設置場所・設置期間・募集出店者数を変 更する場合がある。

3 開設時間

売店の開設時間は、競技開始予定時刻の1時間前から競技終了予定時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店位置・出店規模

出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1ブース約20 m (2 間×3 間のテント)とする。

また、移動販売車にて出店する場合、テントは設置しないものとし、移動販売車1台に つき1ブース使用とみなす。

なお、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができる ものとする。

5 実行委員会が準備する運営設備等

実行委員会は、原則として次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) テント1張 (2間×3間) 横幕を含む
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

6 出店者が準備する運営設備等

- (1)発電機、給排水設備その他必要な設備(必要に応じて) ※火気器具、燃料等の危険物を使用する出店者は必要に応じて消防署へ届出し、ブース内に消火器を設置すること。
- (2) 手指消毒液及びペーパータオル等の感染症予防対策物品
- (3) 来店者が身体的距離をとって並ぶための足元の目印等
- (4) その他要項を遵守するために必要なもの

7 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会 又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品

下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物 (アルコール飲料を除く。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等(以下「営業許可施設」という。)において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 授產施設生產物
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が認めるもの

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、飲食物禁止等販売品目を制限する場合がある。

8 出店料

(1) 1ブースあたりの出店料は次のとおりとする。

出店者区分	出店料
下野市内に事業所を有して営業している者	無料
上記以外の者	1日当たり 3,000円

(2) 出店料の振込

出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。

(3) 出店料の免除

次に該当する場合は出店料を免除するものとし、出店料の免除を受けようとする 者は、売店出店料免除申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- イ 行政機関等
- ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
- エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者

9 出店条件

売店の出店者は、要項に規定する条件等を満たしている者とする。

10 出店申請

出店を希望する者(以下「申請者」という。)は、実行委員会が定める期日までに、次の関係書類を持参又は郵送にて実行委員会に提出するものとする。

- ア 売店出店申請書(様式第1号)
- イ 売店出店概要書(様式第2号)
- ウ 出店従業員名簿及び搬入車両予定表 (様式第3号)
- 工 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- オ その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、要項及び本要領に基づいて審査 し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次の いずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これにより がたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 受付期間等

受付の期間及び時間は次のとおりとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを 変更することができる。

- (1) 受付期間 令和4年5月2日(月)から6月15(水)まで ※持参の場合は、土日祝日を除く。※郵送の場合は、受付期間内必着。
- (2) 受付時間 平日 8:30~17:15 (正午から午後1時までの時間を除く。)

13 その他

- (1) 出店にあたっては、要項、要領、及びいちご一会とちぎ国体競技会における新コロナウィルス感染症感染防止ガイドライン等を遵守すること。
- (2) 出店従業員名簿及び搬入車両予定表(様式第3号)に従い、1出店者につき1台の駐車許可証を交付する。
- (3) 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、観客の入場数の制限又は無観客での競技実施となる場合がある。また、悪天候、新型コロナウィルス感染症の状況等により、やむを得ず売店出店を中止する場合がある。
- (4) 要項、要領に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、実行委員会が 定めるものとする。
- (5) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

14 書類提出及び問合せ先

〒329-0492 下野市笹原26

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

(下野市教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進室)

TEL: 0 2 8 5 - 3 2 - 8 9 2 0 FAX: 0 2 8 5 - 3 2 - 8 6 1 1

E-mail: sports@city. shimotsuke. lg. jp ※FAX、E-mail での提出は不可

審議第2号

いちご一会とちぎ国体下野市ふるまい協力団体等募集要領(案)

1 趣旨

この要領は、全国からいちご一会とちぎ国体下野市競技会場に訪れる選手・監督、役員、 視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)を 温かくお迎えするともに、心のこもったおもてなしの提供で、「食」を通じて下野市の魅 力を全国に発信するため、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」 という。)が設置する「ふるまいコーナー」において無料で提供いただける団体等(以下 「協力団体等」という。)の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集対象競技会・設置場所・開設期間等

ふるまいコーナーの設置場所及び設置期間は次のとおりとする。ただし、実行委員会が 認める場合はこの限りではない。

競技名	設置場所	設置期間
サッカー (少年男子) ハンドボール (成年女子・少年女子)	大松山運動公園 多目的広場	令和4年 10月2日(日)・3日(月)・5日(水) 10月6日(木)~10日(日・祝) 合計8日間

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、設置場所・設置期間を変更する場合がある。

3 ふるまいの提供内容

- (1) 郷土料理
- (2) 市内食材を使った料理
- (3) 市内特産品
- (4) 市に馴染みのある料理、菓子等
- (5) 実行委員会がふるまいとしてふさわしいと認めるもの

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、調理飲食物禁止等提供内容を制限する場合がある。

4 ふるまいの提供方法

- (1)対象者 大会参加者等とする。
 - ただし、競技役員、競技会係員等大会従事者は含まない。
- (2) 数 量 1日あたり1品~2品とし、1品あたり300食程度とする。

- (3)場 所競技会場に設置する「ふるまいコーナー」とする。
- (4) 提供時間 午前11時配布開始とし、なくなり次第終了とする。
- (5) 提供日期間中、1日を単位として、協力団体等からの希望調査をもとに実行 委員会が調整するものとする。

5 食材及び資材の準備

ふるまいの提供に必要な食材、容器等の資材及び調理に必要な器具、燃料等の調達は協力団体等が準備する。

6 運営設備等

ふるまいコーナーに必要な次の設備等は実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等は、実行委員会と協力団体等で協議により定めるものとする。

- (1) テント (2間×3間)、長机、椅子
- (2) 衛生用品
- (3) 揭示物一式

7 費用負担

ふるまいの提供にかかる費用は、実費相当額を1日当たり60,000円以内とし、実行委員会が負担するものとする。(日当・交通費は支給しない。)

ただし、60,000円を超えた場合、予算の範囲内で実行委員会と協力団体等で協議 し、負担者を決定する。

8 保険

ふるまいコーナーの運営に関する保険は、実行委員会が加入する。

9 遵守事項

- (1)衛生上の理由から、会場では簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ下処理されたものを搬入し、直前に加熱処理を行う程度とする。ただし実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 食品及び器具・容器包装、調理従事者の衣服等の衛生管理は、徹底して行うこと。
- (3) 保健所が定める各種衛生基準(検便等)を順守し、保健所の衛生指導に従って調理 提供を行うこと。
- (4) いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウィルス感染症感染防止ガイドライン等を遵守すること。

10 応募条件

次の条件を満たすグループ、団体等であること。

- (1) 市内で活動するグループ、団体等であること。
- (2) 地域の活動・イベント等で料理等を提供した経験があること。

9 応募方法

ふるまいの提供を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、ふるまい協力団体等申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、実行委員会事務局に持参又は郵送で提出するものとする。

10 協力団体の選定

実行委員会は、応募の中から適当であると認めたグループ・団体等を「いちご一会とち ぎ国体下野市ふるまい協力団体等」として選定する。

選定された協力団体等は、提供する料理及び商品に係る経費見積書、従事者名簿、搬入搬出車両、持込備品等必要な書類を、指定する期日までに実行委員会に提出するものとする。

11 受付期間等

受付の期間及び時間は次のとおりとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを 変更することができる。

- (1) 受付期間 令和4年5月2日(月)から6月15(水)まで ※持参の場合は、土日祝日を除く。 ※郵送の場合は、受付期間内必着。
- (2) 受付時間 平日 8:30~17:15 (正午から午後1時までの時間を除く。)

12 その他

- (1) ふるまいの内容、提供方法等については、実行委員会と協議しながら適切に実施するものとする。
- (2) 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、観客の入場数の制限又は無観客での 競技実施となる場合がある。また、悪天候、新型コロナウィルス感染症の状況等に より、やむを得ずふるまいを中止する場合がある。

13 書類提出及び問合せ先

〒329-0492 下野市笹原26

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

(下野市教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進室)

TEL: 0285-32-8920 FAX: 0285-32-8611

E-mail: sports@city. shimotsuke. lg. jp ※FAX、E-mail での提出は不可

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

いちご一会とちぎ国体下野市ふるまい協力団体等申込書

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が設置する「ふるまいコーナー」でのふるまいへの参加について、下記のとおり申し込みます。

1 協力団体等の概要

	,== .	
グルー	-プ・団体等名	
代表	者 住 所	〒
代表	者 氏 名	
担	当 者 名	
	住 所	〒
連絡先	電話番号 携帯番号	
	メール	
地域の活動	動・イベント等での	料理等の提供実績

2 ふるまいについて

ふるまい提供希望日	(複数日	目可)
ふるまい参加見込人数	人/日	
提供メニューについて		
①郷土料理 ②市内食材を	使った料理 ③市内特産品 ④市に馴染みのある料理・菓子等	
提供料理・商品等の内容・	・提供可能数など	
使用するもの	電源 ・ ガスコンロ ・ ()

審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(案)について

≪サッカー競技会≫

- ○会場配置図(大松山運動公園陸上競技場、管理棟)
- ○会場全体図

≪ハンドボール競技会≫

- ○会場配置図(石橋体育センター1F・2F)
- ○会場周辺図 (スポーツ交流館、石橋体育センター)
- ○会場全体図

≪共通≫

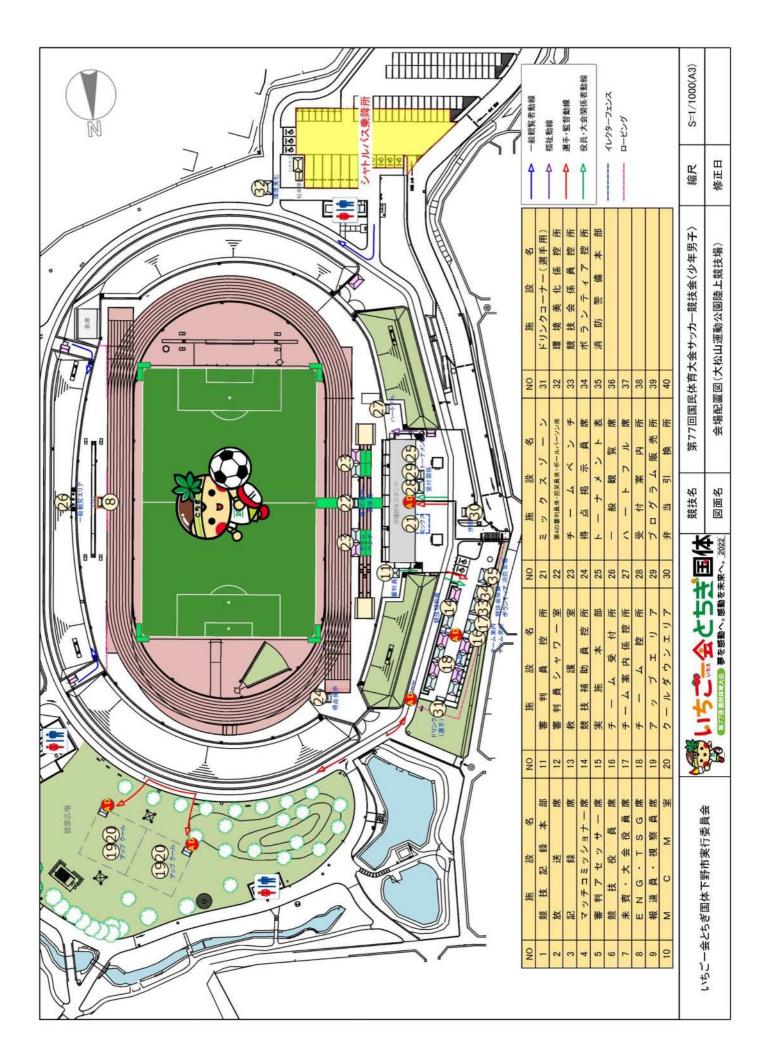
- ○臨時駐車場(多目的グラウンド)
- ○仮設物設計・配置計画(特設ステージ)

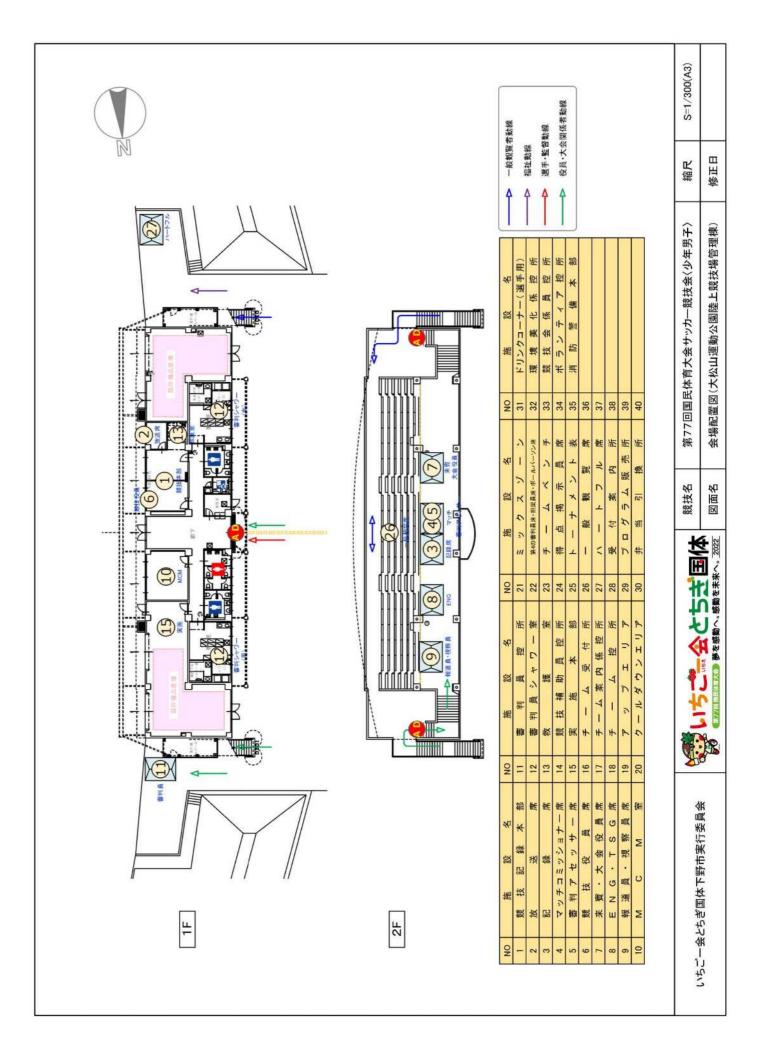
※現時点では、有観客(100%)を想定し設計しています。

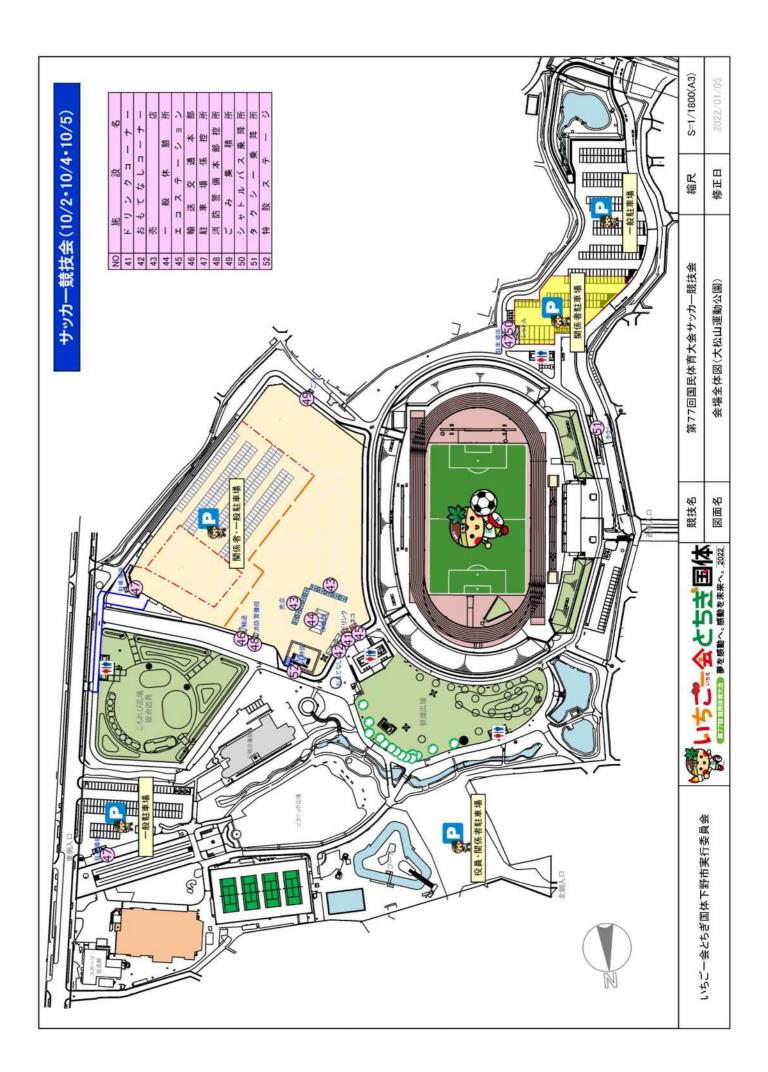
観客出入り口に新型コロナウィルス対策として検温所、外部待機所等を設定するとともに、多目的グラウンドに売店やふるまいコーナー、大型仮設物を設置するなどおもてなしコーナーの充実も図っています。

しかしながら、今後の感染状況、イベント開催時のガイドライン、競技団体等のガイドライン、栃木県全体での開催方針、及び共催市町との調整等により、有観客(50%制限)や無観客等で開催する場合も考えられます。その際は、観客席のほか、おもてなしコーナー、ドリンクコーナー、売店、臨時駐車場等を設定しないなど、競技運営以外の仮設物は大幅な見直しが必要となると考えられます。

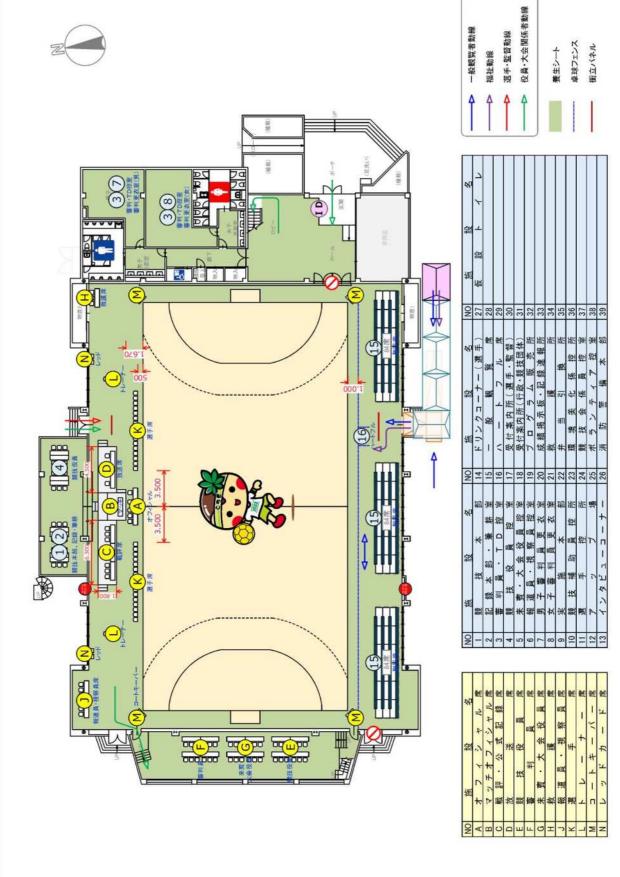
いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計(案)については、現時点での設計となり、今後変更することがありますのでご了承ください。

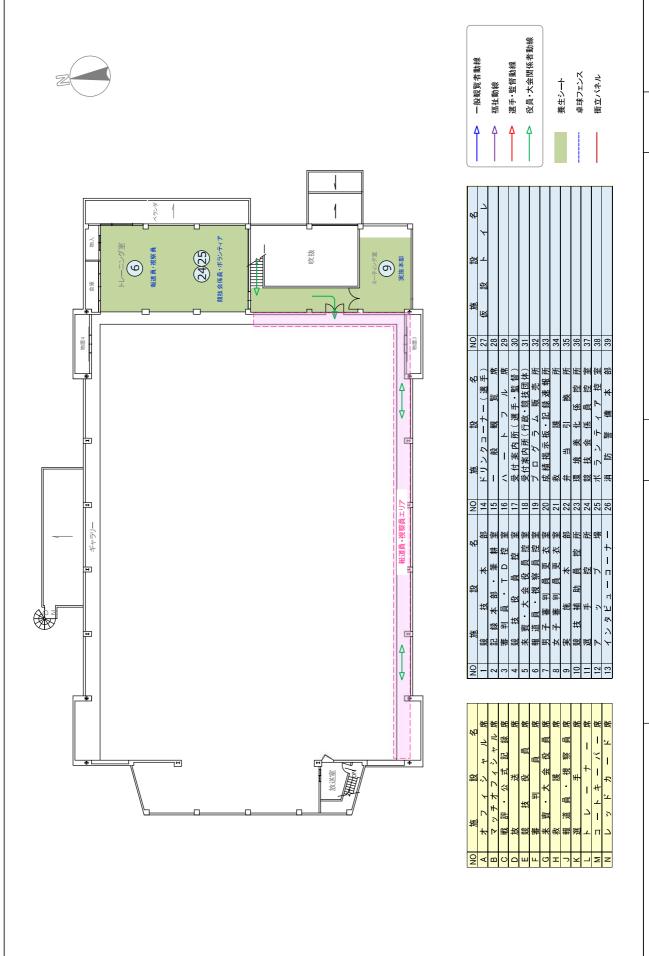


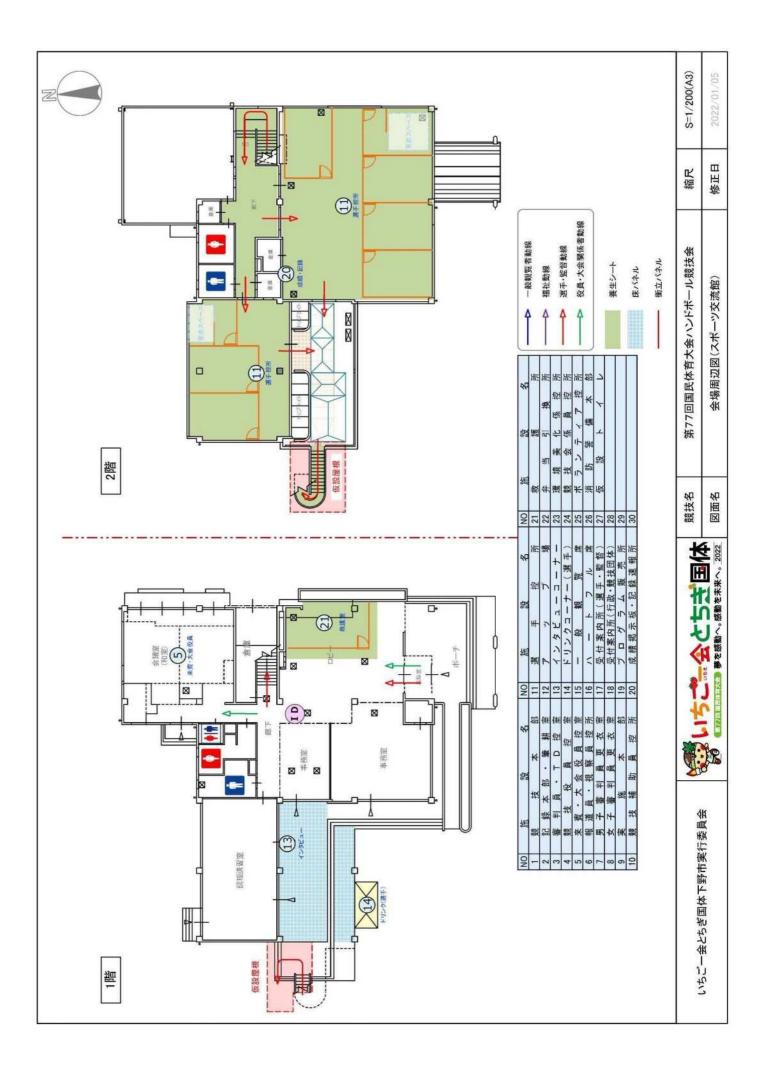


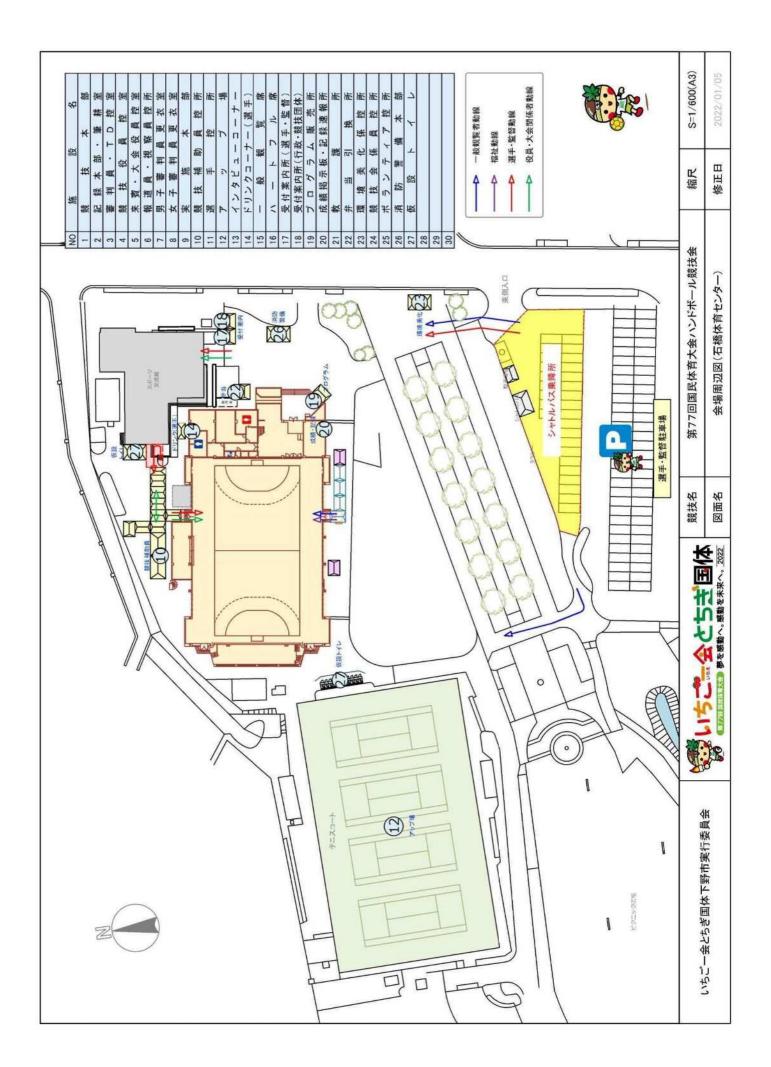


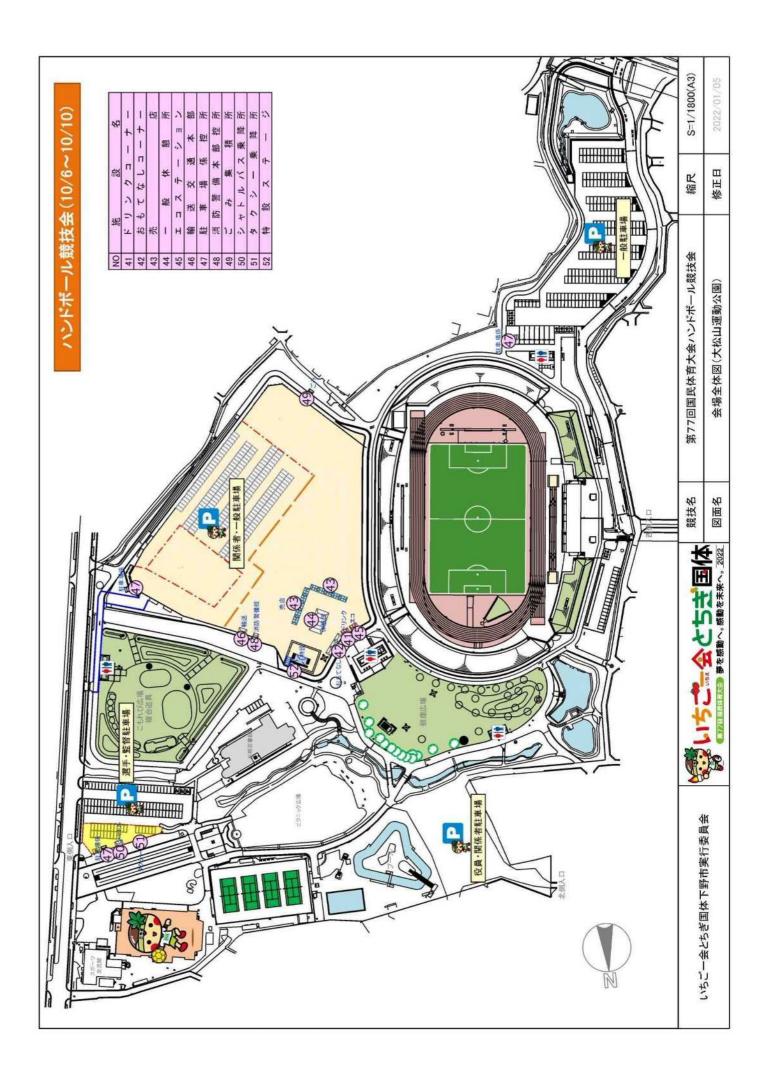
S=1/250(A3)

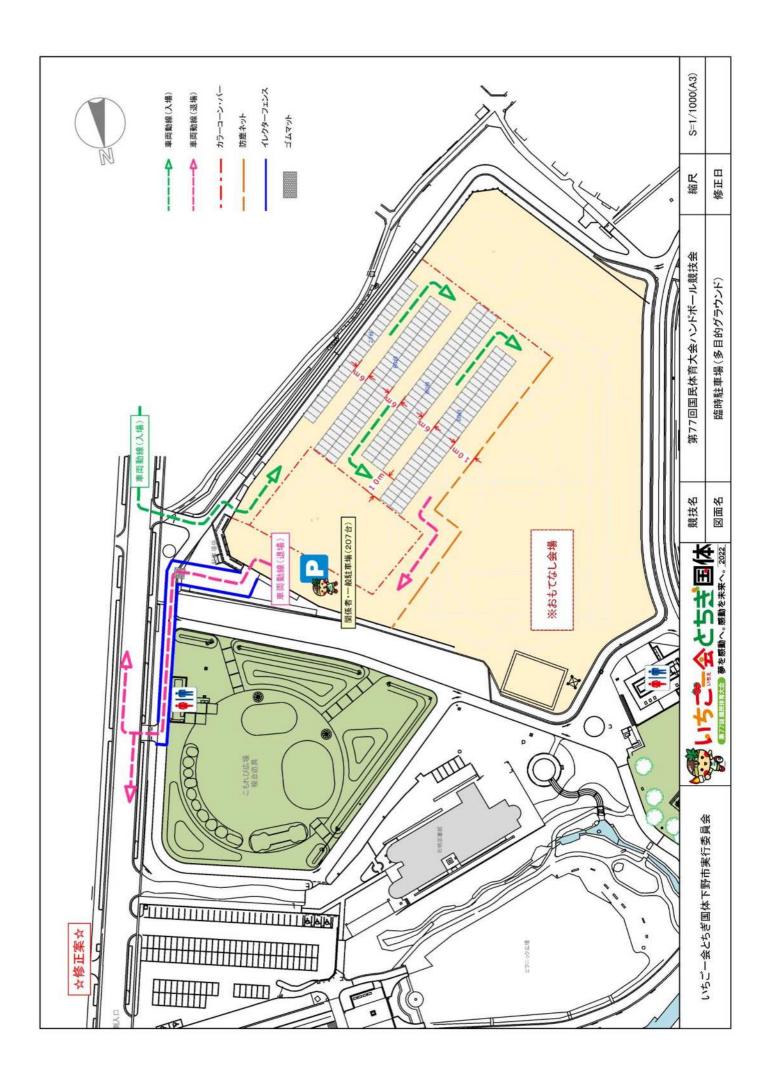


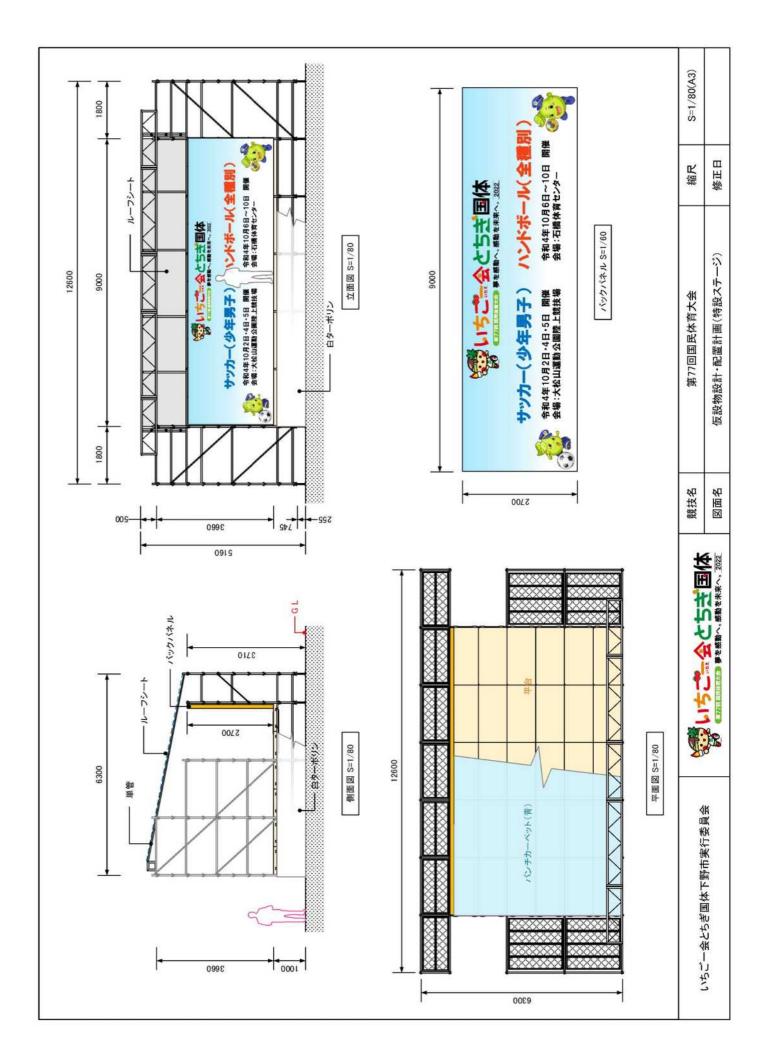


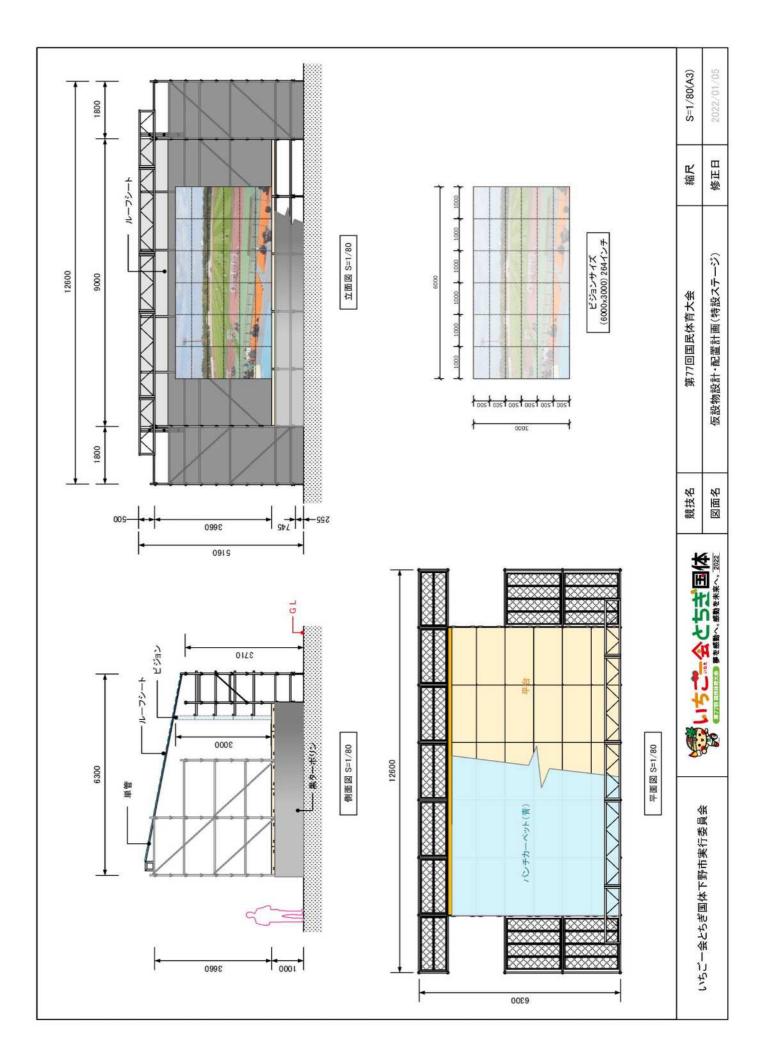












いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第7回 総務企画専門委員会

参考資料



いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご 一会とちぎ国体下野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が設置する売店の設置 及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

原則として競技会場とする。

3 設置期間

設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開催期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20 m²(2間×3間のテント)とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

出店に必要な設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。ただ し、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更することができる。

- (1) テント1張 (2間×3間) 横幕を含む
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外で必要な備品等は、出店者で準備すること。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会 又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物 (アルコール飲料を除く。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等(以下「営業許可施設」という。) において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令 等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 授産施設生産物
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が認めるもの

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費のうち、実行委員会が定める額を出店 料として負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のアからエに該当する者については、出店料を免除する ことができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請 書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認 した者に対し、出店料免除決定通知書(様式第8号)を発行する。
 - ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
 - イ 行政機関等
 - ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
 - エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。
- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、この限りでない。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1) の条件のいずれかに該当し、かつ(2) の条件をいずれも満た す者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
 - イ 過去の国体において出店実績のある者

- ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等
- 工 授産施設
- オ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- カ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のいずれも満たす者
 - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を 受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分 を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴 がないこと。
 - オ 申請書提出時点において、市税等の滞納がないこと。
 - カ 出店者の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
 - キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 出店者運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、法令等の基準に従い、保健所の指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射 日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品 に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。
- (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書(様式第1号)」、「売店出店概要書(様式第2号)」、「売店従事者及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)」、「誓約書兼承諾書(様式第4号)」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなけれ

ばならない。

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、本要項に基づいて審査し、 適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいず れかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これによりがた い時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号) を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第6号)を交付す る。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店の円滑な運営

- (1) 実行委員会は、現地を巡回して売店の管理運営及び出店者への助言や指示を与えるものとする。
- (2) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導 を、随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配 慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品及び土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各 自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5)飲食物を販売する売店にあっては、ごみ箱の設置等、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあっては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証 を、見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会 が指示する時間内に完了すること。
- (9) 服飾は、清潔を心がけ、実行委員会が別途交付する I Dカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 従業員の変更、追加、削除等があった場合、直ちに実行委員会に報告すること。 なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、 盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものと する。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故等が発生したときは、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部又は関係機関に連絡し、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不適当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、 実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠った ときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求 することができる。

23 損害賠償

出店者(従業員を含む。)は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、 その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2)出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等実行委員会が予測できない理由により、 出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員 会に請求することはできない。

25 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

(あて先)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所	
商号又は名称	
代表者役職名	
及び氏名	印
電話番号	

売店出店申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内に売店を 出店したいので、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第11項の規定に基づき 申請します。

記

- 1 出店希望会場
 (競技名:)

 2 出店期間
 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

 ※原則として、該当する競技開始日から終了日まですべての出店できること。

 3 出店希望形態
 テント(2間×3間)1張・その他()
- 4 添付書類 (1) 様式第2号~様式第4号
 - (2) 営業に関する許可申請済書等の写し
 - (3) 市税の納税(完納)証明書(写し可)※市内に店舗を有する場合
 - (4) 売店責任者及び販売員の本人確認書類

(免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)

※出店申請書は、出店を希望する会場毎に1通ずつ実行委員会へ提出してください。

売店出店概要書

所 在	地	〒						
商号又は	は名称							
代表者	氏名							
連絡	先	[電話])		(H	FAX)		
出店担	当者	[氏名])		〔抄	携带等〕		
業	種							
主要取扱 (該当品目を でくださ 火気又は	と○で囲ん		連グッズ ・ その		-ツ用品 ・	・ 郷土物産品	品 · 飲食物)	
た		,	有 種	類()	· 無	
国体等出	店実績	※実績	がある場	合は、出店	言した市町 村	付名を記入し゛	てください。	
営業開始	年月日		年	月	日		従業員数	人
営業に関して	 て取得した		種類		1	番号	取得年	手 月日
許可等0)種類						年月	日
過去1年間沒 処分歴 <i>0</i>			有・	無	過去3年生事故歴	間食中毒発 の有無	有	• 無
販売品目価格	等一覧表((書きき)	いない場合	合は別紙で	专可)			
No.	商品名		予定	三数量	販売	た 価格	備考(承認	忍番号等)
1								
2								
3								
4								
5								
持込備品一覧	[(市実行委	員会設営	當備品以多	外)	·		,	
No.	備品等名称	;	企画·	数量等	持边	込目的	備	考
1								
2								

様式第3号

出店従業員名簿及び搬入車両予定表

会場毎に記入	して	<	ださい	1

商号又は名称	
出店希望会場	

1 従業員名簿

責任者等	職名	氏 名	備考
出店責任者		ふりがな	

[※] 出店責任者は、備考欄に当日連絡の取れる電話番号を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類には、「2 t トラック」、「軽トラック」等を記入してください。※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。※ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表(火気を取り扱う場合は、必ず記入してください。)

備品名	規格等	持込目的

※ 各表の行が不足する場合は、行を増やすか用紙をコピーして提出してください。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所	
商号又は名称	
代表者役職名	
及び氏名	印
電話番号	

誓約書兼承諾書

いちご一会とちぎ国体の売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ないことを誓約します。

また、誓約内容確認のため、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が本承諾書をもって 関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請に当たり、「いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項」 を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、 飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 その他資格要件にすべて該当していることに間違いありません。
- 6 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、いちご一会とちぎ国体下野 市実行委員会に異議申し立てをしません。

(油	絡扣	14	去)
1 1 1 1 1 1			

担当者所属:	
担当者氏名:	
電話番号:	
FAX:	
E-mail:	

商号又は名称
代表者役職名及び氏名

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

売店許可決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、<u>月</u>日()までに出店料の支払いをお願いします。

また、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第14項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については, 月 日()までに保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いいたします。

記

1	出店会場						(競技名	:)
2	出店許可期間	<u>令和</u>	年	月	日()	~	令和	年	月	日	()
3	出店形態	テ	ント	•	その他()_		
4	出店料			円							
5	指定振込口座										

【問い合わせ】

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

担当:

電話番号:

FAX:

様式第6号

 国下実第
 号

 令和
 年
 月
 日

商号又は名称 代表者役職名及び氏名

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

売店出店許可証

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者役職名 及び氏名	
出店許可会場	(競技名:
出店許可期間	令和 年 月 日()~令和 年 月 日()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。2 売店設置運営に関しては、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所	
商号又は名称	
代表者役職名	
及び氏名	印
電話番号	

売店出店料免除申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置要項第8項(3)の規定に基づき申請します。

記

1	出店会場数	(競技名:)

2 免除理由(該当項目の左欄に○を記入)

県内の福祉施設及び学校活動等によるもの	
行政機関等	
災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者	
その他()

(連絡担当者)

担当者所属:
担当者氏名:
電話番号:
FAX:
F-mail:

 国下実第
 号

 令和
 年
 月
 日

商号又は名称 代表者役職名及び氏名

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄

出店料免除決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出 店料について、下記のとおり免除します。

記

1	免除対象出店会場数	(競技名:)	

2 免除理由(該当項目の左欄に○を記入)

県内の福祉施設及び学校活動等によるもの	
行政機関等	
災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者	
その他()

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		
INU.	送山区 刀	版	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	下野市スポーツ協会	副会長	吉澤 賢一	委員長
2	スポーツ関係	株式会社栃木サッカークラブ	運営部ホームタウン	赤井 秀行	
3	学校関係	下野市小学校長会	薬師寺小学校長	海老原 忠	
4	学校関係	下野市中学校長会	国分寺中学校長	塩沢 建樹	
5	学校関係	栃木県立石橋高等学校	教頭	小林 崇宏	
6	学校関係	下野市幼稚園連合会	野ばら幼稚園園長	佐藤 麻矢子	
7	学校関係	学校法人自治医科大学	総務部長	藤田 康幸	
8	産業・経済関係	下野市商工会	副会長	野田善一	副委員長
9	産業・経済関係	石橋商工会	理事	小堀 義美	副委員長
10	産業・経済関係	宇都宮農業協同組合	南河内営農経済センター 長	坂入 宏一	
11	産業・経済関係	小山農業協同組合	北部営農支援センター長	岩原 伸之	
12	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡	
13	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	副会長	渡邊 欣宥	
14	社会団体関係	下野市国内交流協会	監事	本橋 保夫	
15	社会団体関係	下野市国際交流協会	副会長	黒須 重光	
16	社会団体関係	下野市社会福祉協議会	事務局次長兼総務課長	角田 充仙	
17	社会団体関係	下野市子ども会育成会連絡協議会	副会長	杉浦 伸介	
18	社会団体関係	下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子	
19	社会団体関係	下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博	
20	社会団体関係	下野市文化協会	副会長	高橋 佳枝	
21	社会団体関係	下野市ボランティア連絡協議会	会計	福田 白	
22	市関係	総合政策部総合政策課	課長	五月女 治	
23	市関係	総合政策部市民協働推進課	課長	根本 宣明	
24	市関係	健康福祉部社会福祉課	課長	仙頭 明久	
25	市関係	健康福祉部こども福祉課	課長	金田 欣明	
26	市関係	健康福祉部高齢福祉課	課長	長塚 章	
	t				-

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	海山区公	選出区分機関・団体名	専門委員		
INU.	进山区 力		役職	氏名	備考
27	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄	
28	市関係	産業振興部商工観光課	課長	荻原 剛	
29	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一	
30	市関係	教育委員会事務局生涯学習文化課	課長	浅香 浩幸	
31	市関係	教育委員会事務局文化財課	課長	山口 耕一	